

## 給水装置工事手数料のあり方の答申骨子案について

## 1 給水装置工事手数料とは

給水装置工事に係る事務（給水装置工事の申請における設計審査、材料検査、水理計算、水質・水圧検査、完成検査など）の手数料について、「秦野市水道事業給水条例」に定め、申請者から徴収しています。

## 2 現在の手数料の算定方法

昭和61年度から工事費の8パーセントの定率による算定方法（定率制）を秦野市水道事業給水条例で規定しています。

## 3 手数料の課題

- (1) 施工方法の多様化により指定給水装置工事事業者によって、工事費が異なり、同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、公平な費用負担となっていないこと。
- (2) 県内の各水道事業体では、細かい算定方法は異なるものの、本市を除き、すべて定額制により手数料を徴収しており、均衡が図られていないこと。
- (3) 平成29年から完成検査等を民間に委託したことにより、委託料を含めた事務コストに対する負担の適正化を図る必要があること。

## 4 給水装置工事手数料のあり方

## (1) 算定方法について

手数料の算定方法は、定率制と定額制の2種類がありますが、現行の定率制による算定方法は、同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、公平な費用負担になっていないことや、県内の各水道事業体との均衡が図られていないなどの課題を解消するため、定額制を採用することが妥当であると考えます。

## (2) 定額制の算出方法について

定額制による算出方法は、審査・検査手数料に分けて算出する方法や、工事内容に応じて算出する方法などがありますが、手数料の公平性をより確保し、課題を解消するためには、工事内容に応じて算出する方法を採用することが妥当であると考えます。なお、具体的な手数料の算出方法については、給水装置工事の内容に応じた項目〔事務（審査・検査項目）〕によ

る人件費及び事務に要する物件費等〕を積み上げて算出し、すべての申請で共通する項目（基本料）に配水管又は給水管からの取出し工事に係る項目（取出し加算）及び接続するメーターに係る項目（メーター加算）を必要に応じて加算する方法が、より公平性を確保できるため妥当であると考えます。

#### 基本料

工事種別	手数料
給水装置工事手数料 (新設・改造・修繕)	1件につき 8,200円
給水装置工事手数料 (撤去)	1件につき 3,300円

#### 取り出し加算

配水管又は給水管からの 取出し管口径	手数料
13mm・20mm・25mm	1本につき 5,000円
40mm	1本につき 9,000円
50mm	1本につき 10,500円
75mm以上	1本につき 14,500円

#### メーター加算

接続メーター口径	手数料
13mm・20mm・25mm	1個につき 4,400円
40mm	1個につき 10,000円
50mm	1個につき 12,100円
75mm以上	1個につき 15,100円

### 5 附帯意見

- (1) 平成20年3月21日付の厚生労働省水道課長からの通知にあるとおり、配水管から分岐して給水管を設ける給水装置工事について、適切に作業を行うことができる技能を有する者が施工していることの確認に努めること。
- (2) 社会情勢の変化や事務の改善等があれば、適宜手数料の見直しを図ること。